

◆ 国賠名 津川町ひき逃げ冤罪国賠

原告	E・Y
原告代理人	環直彌・阿部泰雄他 680 余名
被告	国ならびに起訴検察官および一、二審裁判官 5 名
事件の概要	<p>1975 年に新潟県津川町で発生した轢き逃げ死亡事件について、新潟地検の検察官は、アリバイを見落とすなどして継続の車輛が起した事故であることに気づかず、E・Y さん（当特 20 歳・宮城県）を起訴。新潟地裁、東京高裁の裁判官らは、無実を示す数々の証拠を無視、驚くべき恣意的な訴訟指揮により有罪（禁固 6 月・執行猶予 2 年）を宣告。1989 年、最高裁は異例の破棄自判により逆転無罪とした。</p> <p>1991 年 1 月、「ずさん極まる起訴をした検察官、おそらくは無実と知りつつ有罪判決を書いた裁判官らを許してはおけない」と、国ばかりでなく検察官、裁判官らの個人責任をも問う国家賠償請求（請求額は 1100 万円）を東京地裁に起こした。</p> <p>冤罪被害に憤る全国の弁護士らの共感を呼び、原告代理人団は 680 余名にまでなった。しかし東京地裁民事 38 部は、「あの証拠でなぜ有罪とできたのか、裁判官を尋問したい」との原告の請求を最後まで退けたあげく、「普通の裁判官の 4 分の 1 以上は有罪としたはず。よって違法はない」と、請求を棄却した。</p> <p>東京高裁民事 9 部で控訴審。2002 年 3 月 13 日控訴棄却。直ちに上告、棄却。</p>
結果	敗訴